

「経済センサス企画会議」における 平成23年経済センサス-活動調査に係る検討の取りまとめ

「経済センサス企画会議」においては、「平成23年調査実施計画ワーキンググループ」を平成18年7月に設置し、平成23年に実施される経済センサスの実施計画の企画・立案作業のうち、主に集計事項について検討してきた。

今般、「経済センサス企画会議」における検討が一定の結論を得たことを受け、以下のように取りまとめた。

1 調査名称

平成23年に実施される経済センサスの調査名称は、「経済センサス-活動調査」(以下、「平成23年経済センサス」)とする。

2 調査時点

平成23年経済センサスで把握する項目のうち、売上高等の経理項目の対象期間は、原則として、平成22年暦年とするが、平成22年暦年を最も多く含む1年間の決算期間も認めることとし、従業者数等の項目の調査時点は、平成23年7月1日現在とする。

平成23年経済センサスの調査時点については、企業会計の処理時期、調査結果の早期提供等の観点から「平成23年7月1日」とするが、平成23年3月から5月の期間、統一地方選挙事務が集中することなどから、地方公共団体における平成23年経済センサスの調査事務の進め方について十分に検討することとする。

3 調査項目と調査単位

(1) 法人企業等单位

平成23年経済センサスにおいて対象とする経理項目は、企業会計原則に従うため、企業会計単位である法人企業等单位として把握することとする。

ここでいう法人企業等单位とは、株式会社等は法人企業単位であり、会社以外の法人、個人経営は、それぞれの事業主が経営している事業所全体を1単位とし、外国の会社、法人でない団体は事業所単位とした概念である。

(2) 法人企業等单位で把握する項目

平成23年経済センサスにおいて法人企業等单位で把握する経理項目は、原則として、以下のとおりとする。

売上高
売上原価
販売費及び一般管理費
原材料使用額・仕入額
給与総額
減価償却費
租税公課(法人税、住民税、所得課税の事業税を除く)
福利厚生費(退職金を含む)
外注費
支払利息等
動産・不動産賃借料

(3) 売上高を把握する事業所と把握方法(主産業と従産業)

ネットワーク型産業((4)参照)以外の法人企業等に属する事業所においては、事業所単位で売上高を把握することとし、主産業は詳細に、従産業は、原則、日本標準産業分類の産業大分類レベルで把握し、事業所の産業格付は、産業細分類レベルで行うこととする。

ここでは、事業所の事業活動のうち、事業所として産業格付された産業大分類レベルの事業活動を主産業といい、それ以外の事業活動を従産業という。

主産業を詳細に把握する品目分類レベルなどの設定と従産業を表章する産業大分類レベルの区分については、検討課題とする。

売上高を把握する事業所のうち特定のサービス業に属する事業所においては、売上高の産出先(提供先)・契約先を産業大分類レベルで把握することとし、特定のサービス業の選定、表章する産業大分類レベルの区分については、検討課題とする。

(4) 売上高を事業所単位では把握しない産業(ネットワーク型産業)

いわゆるネットワーク型産業においては、売上高を事業所単位で把握することが困難であることから、これらの法人企業等の経営組織に属する事業所においては、事業所単位では売上高を把握しないこととする。

なお、ここでいうネットワーク型産業とは、下表のとおりとするが、今後、さらに検討することとする。

ネットワーク型産業一覧

日本標準産業分類のうち、以下の産業

F 電気・ガス・熱供給・水道業

G 情報通信業のうち

37 通信業

38 放送業

41 映像・音声・文字情報制作業

H 運輸業、郵便業

J 金融業、保険業

(5) 従業者数の把握(全産業共通)

法人企業等单位及び事業所単位で把握する従業者数の区分は、以下のとおりとする。

個人業主

個人業主の家族で無給従業者

有給役員

常用雇用者

うち、正社員・正職員などと呼ばれている者

上記以外の常用雇用者

臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)

出向・派遣受入者

雇用者 = 常用雇用者 + 臨時雇用者
~ のうち、出向・派遣送出者

従業者数 = + + + +
従事者数 = + + + + + -

上記項目について男女別に把握し、集計する。

従業者数の把握においては、「常用雇用者」などの定義・概念を明確にすることとし、「出向・派遣受入者」を「受入出向者」と「受入派遣者」に分割することについては、企業ヒアリング、試験調査等を踏まえて検討することとする。

(6) 従業者数の把握(産業別)

小売業、飲食サービス業など短時間労働が多い産業(大分類)においては、「正社員・正職員以外」、「臨時雇用者」の合計について就業時間換算した従業者数も把握することとし、把握する調査対象産業の範囲については検討課題とする。

産業大分類「製造業」の従業者数については、現行の工業統計調査で把握している事項(常用労働者毎月末現在数の合計)も把握することとする。

産業中分類「労働者派遣業」業者における「登録型派遣労働者」については、「常用雇用換算」での把握、集計も可能か検討する。

従業者を「開発部門」や「研究部門」などの機能部門別に把握することについては、検討課題とする。

(7) 経理項目、従業者数以外の調査項目

調査項目については、以下の項目も検討課題とする。

企業内取引、企業グループ内取引など取引関係に関する項目

自家用貨物自動車など自家部門に関する項目

建物・土地の所有状況に関する項目

電子商取引に関する項目

エネルギー分野、観光分野等に関する項目

4 集計項目

(1) 1次集計

事業所単位の集計は、産業細分類で集計する。

事業所単位で把握した売上高等については、売上高の概念が産業大分類により異なるため、産業大分類別に集計する。

法人企業等単位の集計は、産業中分類で集計する。

法人企業等単位で把握した経理項目は、産業横断的な集計を行うこととし、地域集計は、本社事業所の所在地で行うこととする。

売上高等の経理項目の対象期間は、平成22年暦年の結果とみなして集計する。

従業者数は、平成23年7月1日現在の結果として集計する。

(2) 2次集計

法人企業等单位で把握した経理項目から、次の計算式により付加価値額を推計する。

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費及び一般管理費} \\ &+ \text{給与総額} + \text{租税公課} \end{aligned}$$

推計された付加価値額については、従事者数により新設事業所も含めて傘下事業所に按分し、近似的な事業所ベースの付加価値額を推計し集計する。

5 広報

経済センサスは新しい調査であるため、より効率的により効果的で幅広い広報活動を行うこととする。

6 実施体制

平成23年経済センサスは、総務省(統計局)及び経済産業省が中心となり、関係府省の協力を得て、政府が一体となり実施するものとする。このため、総務省(政策統括官、統計局)及び経済産業省は、関係府省に対して平成23年経済センサスへの積極的な参画を促すこととする。

総務省(政策統括官)は、経済センサス推進室を設置し、関係府省の協力を得て、平成23年経済センサスの調査計画の方向性の検討、関連する統計調査との関係整理等の調整を行い、平成23年経済センサスの円滑な運営、推進を行うこととする。そのため、総務省(政策統括官)は、各府省等の協力を得て「経済センサス推進関係府省会議(仮称)」を設置し、平成23年経済センサスに係る政府内の調整等を図ることとする。また、外部有識者から専門的な知見を得るため「経済センサス有識者懇談会(仮称)」を設置する。

総務省(統計局)は平成23年経済センサス準備室を設置し、関係府省の協力を得て、経済センサス推進室が策定した方向性等を踏まえた実施計画の企画立案、地方公共団体に対する委託経費にかかる事務等を行う。なお、予算要求・執行事務については、原則として、総務省(統計局)において一元化することとする。